

## 新型コロナウイルス感染防止に向けた活動指針

令和2年4月4日更新

宮古サッカー協会

会長 宮国敏弘

この指針は、全国・全世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、宮古島におけるサッカー・フットサル競技関連における感染防止に向けて、当面の対応を定めるものである。協会の各委員会においては、本指針を踏まえ、主管する大会やイベント等の開催の判断を行うものとする。

### 1. 活動中止の判断

宮古島市内において、1人でも感染者が確認された場合においては、当協会における全ての活動を原則中止とする。

ただし、2種（高校）、3種（中学）、4種（小学）等のカテゴリにおいて、各学校の責任の下に行われる活動については、教育委員会及び学校の判断が優先される。

活動中止後の解除の判断については、宮古サッカー協会が行い、各委員会への通知を持って解除することとする。

### 2. 対外試合の開催について（大会、リーグ戦、練習試合等を含む）

日本サッカー協会、九州サッカー協会及び沖縄県サッカー協会の主催行事に係る4月中の中止・延期措置を踏まえ、宮古サッカー協会（フットサル連盟も含む）関連の4月中の大会・リーグ戦等の行事は、原則、中止・延期とすることとする。4月中に収束の目途が見えない場合には、5月以降も同様の判断を行う可能性がある。ただし、公立小中高の活動については、県、または市の教育委員会の通達に則る。また、主管委員会にて、開催する相応の理由がある場合には、常任理事会に相談の上、個別に判断するものとする。

### 3. 練習について

チーム責任者が責任を持って、参加者に対して、以下、①～④の対策を徹底することを条件として、可能とする。

- ①当日朝の検温（各家庭での検温の実施）
- ②熱やせきのある人、感染が心配な人は参加しない
- ③未成年の選手については、保護者の参加承諾を得ること
- ④仮に新型コロナウイルスに感染した場合も、損害賠償を主催者その他第三者へ求めないこと

以上